

Title	「信用制限と社会的市場経済」
Sub Title	„Kreditplafondierung und Soziale Marktwirtschaft“
Author	Schuster, Leo
Publisher	
Publication year	1967
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.10, No.3 (1967. 9) ,p.109- 118
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19670930-04048923">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19670930-04048923</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

——特別寄稿——

## 「信用制限と社会的市場経済」

L. シュスター博士

小島三郎 訳

„Kreditplafondierung und Soziale Marktwirtschaft“

Dr. Leo Schuster

(Friedrich-Alexander Universität, Erlangen/Nürnberg)

1963年来——1965年以降特に顕在化せる——西ドイツの重大な景気及び貨幣の展開は、同年7月の西ドイツ経済相による経済安定促進法案（景気構造法）を喚起した。この21個条からなる法律により、以下の如き、特に第20条第1項の批判的論評が積極的になされねばならなかった。（注1参照の事。）

この法律の表題からも説明せられるように、西ドイツ連邦銀行（西ドイツ中央銀行）は、銀行以外の信用機関により供与される信用額を制限する権限が与

（注1） 第20条第1項。西ドイツ連邦銀行法に、第15条以下次の如き第15条a項が挿入される。

「第15条a項」『信用制限』

- （1） 貨幣流通と信用通貨の制限のために、信用制度としての西ドイツ連邦銀行は、銀行以外のものにより要求される信用額と、その有価証券在高が、その最高限を超えぬように要請しうる。この最高限度は、信用制限の導入に際し、信用と有価証券在高の90パーセントを下ってはならない。西ドイツ連邦銀行は、この最高限度を、一般的観点から特に信用の種類と流通期間、及び有価証券に従い、個々の制度集団に対し、別に適用しうるし又例外を認めるものとする。
- （2） 信用制限は最高1年間指令されるべきである。又それは1年間延長せられうる。それには投票数の3分の2以上で中央銀行委員会の決議を必要とする。
- （3） 西ドイツ連邦銀行は、信用制度が第1項で定められた最高限度を超える額まで、最高1年間に亘り、無利子の特別勘定に貸記する事を要求する。第16条第7項はそれ相応に応用しうる。この貸記は16条により最低準備金に計算されない。

えられるのである。従って、この信用制限として表わされる事柄は、その間にあって熾烈な論議を展開するにいたったのであった。

この金融逼迫時に銀行信用の膨脹を直接的に制限しようとする最初の動議は、既に1年以上も以前から存在していた。1965年6月、西ドイツ連邦銀行理事エミンガー (O. Emminger) は、通貨縮小政策の必要な時に、銀行流動性の制限という時間のかかる迂回的方法を回避するため、フランスやオランダの様に、行政的措置による銀行信用制限の実施を提案したのであった。<sup>(注2)</sup>

専門家グループでは、これらの提案をまず個々人の私的意見として考え、1965・6年度の専門委員会の裁定までは、銀行信用量増加の直接的制限は、連邦銀行の政策手段の拡張という形で提案せられていた。同様の考え方を金融改革委員会 (Kommission für die Finanzreform) も支持し、ドイツ中央銀行副頭取トレーガー (H. Troeger) も、同委員会の代表として、推奨している。<sup>(注3)</sup>

勿論、上記の諸動議はムテッス (V. Muthesius) により拒否され、彼はかかる法律を「干渉主義の再発」と表現した。それに対し、トレーガーは、イタリアにおける信用制限の大胆な経験を指摘し、連邦銀行は決して統制を意図するものではなく、単なる環境変化を志しているだけであることを強調している。<sup>(注4)</sup>

また、ドイツ商業銀行連盟 (Bundesverband des Privaten Bankgewerbes) の代表ファルケンハウゼン (G. v. Falkenhausen) は、他の銀行代表と同様に、<sup>(注5)</sup><sup>(注6)</sup><sup>(注7)</sup><sup>(注8)</sup>

(注 2) Ringleb, Waldemar: Ein neues Währungsinstrument, in: Industriekurier Nr. 115 vom 27. Juli 1956, S. 3.

(注 3) Sachverständigenrat zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung: Stabilisierung ohne Stagnation, Stuttgart-Mainz 1965, S. 116.

(注 4) Kommission für die Finanzreform: Gutachten über die Finanzreform in der Bundesrepublik Deutschland, Stuttgart-Köln-Berlin-Mainz 1966, S. 143f.

(注 5) Muthesius, Volkmar: Ein bedenkliches konjunkturpolitisches Instrument, in: Industriekurier Nr. 53 vom 6. April 1966, S. 5; derselbe: Achtung! Freiheitsberaubung..., in: Zeitschrift für das gesamte Kreditwesen, Heft 7/1966, S. 267f.

(注 6) Troeger verlangt gesetzliche Kreditbergrenzung, in: Frankfurter Allgemeine Zeitung Nr. 75 vom 30 März 1966, S. 23

(注 7) Die Wirtschaft stimmt Konjunktur-Gesetz zu, in: Frankfurter Allgemeine Zeitung Nr. 162 vom 16. Juli 1966, S. 7.

(注 8) Banken gegen Kreditplafondierung, in: Frankfurter Allgemeine Zeitung Nr. 77 vom 1. April 1966, S. 31; Kreditplafondierung erregen Bedenken, in: Frankfurter Allgemeine Zeitung Nr. 80 vom 5. April 1966, S. 19.

この信用制度の導入に反対した。それは、かのゲルハルトセン政府 (Regierung Gerhardsen) が、1964年当時、授權法の援用をもって、通貨及び信用政策の細部に亘る統制をつくり出さんと意図した時のノルウェーの多くの商業銀行のそれと同じである。<sup>(注9)</sup> 独りドイツ銀行 (Die deutsche Bank AG. …ドイツ三大商業銀行の一つ。訳者註…) の重役報導係アプス (H. J. Abs) だけが、たとえ同法が西ドイツ経済に重大な困難をもたらすとしても、この景気変動法を推奨することを表明しているにすぎない。<sup>(注10)</sup> だが、この新に生まれる困難は、単に景気変動法の諸規定及び特に信用制限の問題を注意深く検討されるにいたるということだけではなく、むしろ市場経済体制の要請と新しい諸規定との斉合性といった基本的な問題なのである。

ツフトフェルト (E. Tuchtfeldt) によれば、<sup>(注11)</sup> いかなる経済政策的措置も二つの局面から評価せられうるという。即ち、その目標斉合性と体制斉合性とからである。目的斉合性の検討とは、企画された目標の達成に対する経済政策的手段の適性の純粹技術的研究を意味する。この場合、目標の達成に最高に適しているということが、その手段の (又は手段の結合の)、この目標斉合性という意味での最適として示される。

さて、この場で信用制限という概念の簡単な説明と整理が必要である。本来人々はドイツ語の Plafond 又は英語の Ceiling という語のもとに、国家への中央銀行現金信用の制限だけを理解していたが、今日ではそのもとに、銀行以外のものへの商業銀行信用の制限をも併せて理解する。<sup>(注12)</sup> 従って、今日では一般に量的または選別的指令の形で行なわれる顧客に対する商業銀行段階での干渉

(注9) Ermächtigungsgesetz abgelehnt, in: Volkswirt Nr. 22. vom 29. Mai 1964, S. 1031.

(注10) Abs befürwortet Konjunktur-Gesetz, in: Frankfurter Allgemeine Zeitung Nr. 155 vom. 8. Juli 1966, S. 27.

(注11) Tuchtfeldt, Egon: Zur Frage der Systemkonformität wirtschaftlicher Maßnahmen, in: Zur Grundlegung wirtschaftspolitischer Konzeptionen, herausgegeben von H. J. Seraphim, Berlin 1960, S. 203~238.

(注12) Rittershausen, Heinrich: Die Zentralnotenbanken, Ein Handbuch ihrer Instrumente, ihrer Politik und ihrer Theorie, Frankfurt am main 1962, S. 302 ff.

が問題になるのである。前者（量的指令で行なわれる制限）は、信用膨脹の制限により、又は返済要求を伴ったり伴わなかったりする信用停止の方法により実施され、後者（選別的指令で行なわれる制限）は、信用額の利用目的の確定又は条件の変化により実施されうるものである。<sup>(注13)</sup>

この中央銀行により実施せられうる信用政策的手段の重要な効果は明白である。というのは、銀行の信用政策に対する影響は、直接的に、且つ直接的な効果をもって実施せられうるからである。通貨安定の為の割引政策、最低準備金政策及び公開市場政策といった種類の、中央銀行の代表者にとって非常に長たらしく感じられる量的手段のタイム・ラグは、この信用制限により非常に短縮されるであろう。従って、斯かる措置の目標斉合性は否定され得ない。ゆえに、若しも斯かる関係から、ホートレー（P. G. Hawtrey）が定式化せる様に、<sup>(注15)</sup>「中央銀行統制技術」の信用制限構造にあって、直接的措置の適用により何ら別に問題が残らない、即ち議論すべき問題が存在しないとしたら、事情は全く異なるのである。

確かに信用制限の目標斉合性の研究は、現在の西ドイツの経済制度と無関係に行なわれた。だが、若しも、人々がそれ（西ドイツ経済制度）を評価の判定条件として考慮に入れるのなら、直接的な中央銀行政策措置の体制斉合性の問題が投げかけられねばならない。勿論この場合、この手段の明白な評価が、単に一元論的な経済制度（自由市場経済又は全体計画経済）にあってのみ可能であるということ、しかも一元論的な経済制度というものは現実に決して存在しないということからの困難が存在する。若しも、人々が種々なる西側陣営国家の経済体制を、自由経済の極とそれに対立する拘束経済の極との一連の伸張関係（Spannungsreihe）のなかに入れて整理すれば、例えば、西ドイツ、ベルギー、

(注13) Nowak, Richard: Systematik und Abgrenzung der direkten Kreditkontrolle im Rahmen der Währungspolitik, in: Der Betrieb in der Unternehmung, Festschrift für Wilhelm Rieger, Stuttgart 1963, S. 436.

(注14) Geschäftsbericht der Deutschen Bundesbank für das Jahr 1965, S. 24.

(注15) Hawtrey, R. G.: The Act of Central Banking, 2nd ed. London 1962 (1st ed. 1932)

オランダ等は、確かにフランス又はイタリーよりも市場経済的極に接近して存在していると思われる。

フランスの経済制度は、周知の通り、非常に計画経済的要素（計画化=planning）をもって特徴づけられている。それは科学的用語で「協定経済」(economic concertée)<sup>(注16)</sup> という表現を見出した。これに対し、西ドイツの経済制度は、1950年代の初めから社会的市場経済 (Sozial Marktwirtschaft) として分類される。しかし乍ら、今や市場経済と積極的な税制措置とが、通貨政策の領域で矛盾するだろうと間違っ<sup>(注17)</sup>て信ぜられている様にみえる。ミューラー・アーマック (A. Müller-Armack) も主張しているように、社会的市場経済は、通貨制度の領域における一定の活動を前提としている。「通貨議論の現在の状態は、市場経済的体制と消極的放任とをとり違えることを許さないということを示している。……それは通貨領域で堅固たる制度を要求する」(136頁)。この制度は西ドイツにおいては、通貨及び信用部門の一連の法律により、特に1957年7月26日の西ドイツ連邦銀行法により保証されている。

では、西ドイツ連邦銀行法の改革に関連し、第15条a項として採用される信用制限は、市場経済制度とどの様に結びついているのであろうか。この問いに対する解答にあたり、通貨は国家の仕事であり、信用は私的な事柄であるという基本命題<sup>(注18)</sup>、即ち、以前にはプレンゲ (T. Plenge) により、その後リンハルト<sup>(注19)</sup> (H. Linhardt) により常に表現された基本命題にそれは還元せらるべきである。この屢々誤解せられ、また新しい国民経済理論により間違っ<sup>(注20)</sup>て解釈せられる公理は、実に、通貨の管理は国家又は中央発券銀行の仕事であり、個別経済主体

(注16) Bloch-Lainé, François: A la recherche d'une „économie concertée“, Editions de l'Epargne 1961.

(注17) Müller-Armack, Alfred: Wirtschaftslenkung und Marktwirtschaft, Hamburg 2. Aufl. 1948. (1. Aufl. 1947), S. 133 ff.

(注18) Plenge, Johann: Von der Diskontpolitik zur Herrschaft über den Geldmarkt, Berlin 1913.

(注19) Linhardt, Hanns: Kreditkontrolle, Essen 1954, S. 19, 90; derselbe: Bankbetriebslehre, Bd. I: Bankbetrieb und Bankpolitik, Köln-Opladen 1957 S. 165 ff.; derselbe: Kritik der Währungs- und Bankpolitik, Köln-Opladen 1963, S. 34, 66, 104.

(注20) Forstmann, A: Geld und Kredit, 2. Teil: Die Anwendung der Geld- und Kredittheorie, Göttingen 1952. S. 642f.

への信用の供与は商業銀行の一般的にして且つ完全な責任に属するという  
 ことにほかならない。「従って、国家は信用関係に入り込むべきではなく、又商業  
 銀行の信用及び流動性政策に入り込むべきではない<sup>(注21)</sup>」。勿論、自由主義的な精神  
 と、市場経済的に向けられた立場から生まれた命題に対する違反は、この間に常  
 に存在し、例えば、イタリーの銀行法にみる事が出来る。このイタリーの銀  
 行法は1936年のムッソリーニ (Ära Musolini) の時代に発行せられ、且つそれ  
 は第1箇条により、信用を公的利害関係の仕事に高めたのであった<sup>(注22)</sup>。西ドイツ  
 連邦銀行すら、信用増加率の確定が正規の発券銀行政策手段ではなく、その生  
 来の思考に照らし、かの信用制限の動議に積極的に対立するものであるという  
 ことを理解していない。

この中央銀行政策手段の危険性は、特に、市場経済的制度からは無視し得な  
 い自由競争の歪曲ということに存在する。信用制限の犠牲者はまず第一に中小  
 企業であり、即ち、銀行に対して商議地位が弱く、且つ他企業との連合が少な  
 い中小企業<sup>(注24)</sup>であろう。

更に、信用制限の場合、それに該当する企業が、他の金融源を開拓するとい  
 うこと、例えば、外国信用の受入れ等によりそれを行なうということを予想し  
 うる。この可能性を断ち切るために、より一層の法律的、即ち管理統制的干渉  
 が生まれる筈であり、その為に、非常に多くの追加的措置が存在するように、  
 この信用制限の所期の効果の保証を今日見極めることは出来そうにない。既に  
 上述のトレーガー意見が(144頁)、外国経済法第23条により、外国との通貨及  
 び資本取引の制限又は統制のために、暫定的措置により信用制限を(外国との取  
 引から)守ることが実際に必要であると語っている。

(注21) Linhardt, Hanns: Der unlösliche Widerspruch zwischen der qualitativen Kreditkontrolle der Geschäftsbanken und den quantitativen Kreditnormen der staatlichen Bankenaufsicht: Österreichisches Bank-Archiv, Heft I/1963. S. 7.

(注22) Linhardt, Hanns: Motive und Ziele der italienischen Bankenaufsicht, in: Bank-Archiv, XXXVI, Jg., 1937, S. 356 f.

(注23) Geschäftsbericht der Deutschen Bundesbank für das Jahr 1965 S. 24.

(注24) Zweig, Gerhard, und Wolf-Dieter Becker: Kreditpolitik oder Kreditdirigismus, in: Zeitschrift für das gesamte Kreditwesen, Heft 10/1966, s. 11.

特殊ないろいろの困難は、将来、その信用承認に際し、損害賠償義務のない制限にあって、必要な場合にはその信用関係を解除しうるような例外を許す銀行を生む。そこから更に、長期信用に対し、特にその再金融に関係し——それは一般に担保証書や債務保証により行なわれるのだが——信用制限は経済的に正当とは認められない。かかる事柄の考慮は、景気変動法にあって行なわれるべきであった。<sup>(注25)</sup>

この信用制限に反対して、たとえ尚多くの論議が展開せしめられたとしても、人々は今や既に、それが市場経済制度と結びつき得ぬ制度として特色づけられるということを知っている。かかる事実に関連して、シュツケン (R. Stucken)<sup>(注26)</sup>の動議が検討せらるべきであった。それによれば、中央銀行と商業銀行間の連繫、所謂紳士協定は、イギリス、スイス又はオーストリーを模範にして描かれるべきであり、且つその場合、相当の信用制限を強制しうるような可能性は、勿論背後に追やられるべきものであるというのである。

この、フランスにおいて *freinage par persuasion* と呼ばれる「仲間関係」(Partnerschaft) は、ドイツにおいては法律的な基礎を持つことなく、これまで一度だけ1960年の所謂ブレッシング＝ミリアーデ (Blessing-Milliarde) の骨組の中で現われたにすぎない。シュツケンの意味での長期的な仲間関係は、同じ段階に対立的な参加者がいるということ、そして彼らは同じ経済目的を遂行するということを前提としていると思われる。銀行の銀行としての中央銀行の立場は、一方において通貨の安定を維持するという課題と、他方において利潤を極大にするという商業銀行の目標と同じく、これらの諸前提が満足されていないことを具体的に示している。

では、信用制限の拒否から、又同様に、西ドイツ通貨が安定を必要としているという意識から、一体如何なる結論が引きうるのであろうか。当該の草案における西ドイツ連邦銀行法は、非常に多くの通貨安定保証の可能性を提供して

(注25) Hammer, Klaus: Was das „Stabilisierungsgesetz“ für die Banken bedeutet, in: Zeitschrift für das gesamte Kreditwesen, Heft 14/1966, S. 9.

(注26) Stucken, Rudolf: Kreditplafondo: Das Schwert in der Scheide, in: Handelsblatt Nr. 87 vom 6 und 7. Mai 1966, S. 13.



いる。発券銀行に属する割引政策、最低準備政策、公開市場政策といった措置の権限の設定は、勿論未来において既に変化せる条件で、最早反作用的に効果をもたらすことなく、単に積極的に志向せられた目標の達成に寄与すべきであろう。では一体何故に、西ドイツ連邦銀行はその割引率を1961年5月5日から1965年1月22日まで3パーセントにとどめていたのであろうか。この場合、ヨーロッパ共同体参加国及び英国に比較し、4パーセント乃至5パーセントがそれ程高かったとは思われないのである。若しも、割引政策の積極策がもっと以前に行なわれていたならば、非常に長い間考えられてきた間接的な中央銀行政策手段のタイム・ラグは非常に短縮せられたであろうし、法律案はより都合のよいものとなったであろう。何故なら信用制限の容易に操作し得る手段が残っていた筈だからである。若しも、時宜をえた、且つ適当な方法で割引のプロペラがまわされているのなら、割引率引上げの重要にして直接的な効果は今日もなお残っている。その事は、例えば、ロンドンの町に恰も原爆が打込まれたような、取引所と全体経済に重要な効果をのこした1957年9月19日のイングランド銀行の5パーセントから7パーセントへの割引率の引上げが示している。<sup>(注28)</sup>

現下の通貨状態の分析にあたって、西ドイツ発券銀行政策と一致せず、またそれ故に西ドイツ発券銀行が部分的に影響力がなくなるにいたったかの政府政策というものが看過せらるべきではない。連邦及び諸州の財政収支不足金は昨年60億ドイツマルクに達した。(1マルクは90円。)景気変動法の第1条から18条までは、長期投資計画の設定、景気相殺積立金の設定、公的信用委員会といった措置を、政府の景気矯正措置とみなしている。<sup>(注29)</sup>

特殊法により西ドイツの景気を救済せんとすることは、1948年以来効果的と考えられ、且つ今日まで行なわれてきた社会的市場経済の道に照して、この市場

(注27) Stucken, Rudolf: Deutsche Geld- und Kreditpolitik, 1914~1963, 3. Aufl., Tübingen 1964, S. 294.

(注28) Linhardt, Hanns: Die Diskonterhöhung der Bank von England am 19. September 1957, in: Zeitschrift für betriebswirtschaftliche Forschung, Heft 4/1958, S. 193 ff.

(注29) Erhard rät zur Eindämmung der wuchernden Kaufkraft, in: Frankfurter Allgemeine Zeitung Nr. 178 vom 4. August 1966, S. 1.

経済制度の公準の破壊にみえる。西ドイツの経済政策手段の首尾一貫せざる手段の採用、又は数年来ブリュッセルで検討されている様<sup>(注30)</sup>に、「計画化」(Planification)というフランス・モデルの応用は、精力的に反対せられるべきである。前西ドイツ首相エアハルト (L. Erhard) も、1963年にリーガー (W. Rieger) の記念論文集の序文でのべられた信念に立ち、そこで、企業の経済的機能及びその国民経済的課題の道義的基礎を、国家と超国家的「計画化」の二重の観念によって曖昧なものとし、それをもって近い将来それは破滅するにちがいないとするかの間違った予言者について批判しているのであるが、それは好ましいことであると思われる。

#### 〔訳者注〕

L・シュスター博士は、現在フリードリッヒ・アレキサンダー大学、経済・社会学部に所属し、私講師である。ドイツの場合、博士の称号を受けた後、教授資格獲得論文を書き、資格を獲得した後にはじめて教授の職につくことが出来る。しかしながら、日本と異なり、大学の数の少ないドイツでは直ちに教授のポストが空席であるとは限らないから、それまでの期間私講師として教壇に立つことがある。

シュスター博士は、目下その状態にあるわけだが、同博士はニュールンベルクで学び、一貫してリンハルト (H. Linhardt) 教授の指導のもとに、貨幣論、金融論、銀行経営論を専攻した。リンハルト教授は——本年3月退職——、かのリーガー (W. Rieger) の弟子であり、そのリーガー学説の必然性からしても貨幣経済論、銀行経営論の分野に進み、この面で現在西ドイツの経営経済学界で第一人者といわれている。

シュスター博士は、このリンハルト教授のもとに育ち、リンハルト教授以上に貨幣論、金融論に力点を置いた研究に従事する新進気鋭の学者である。同博士の教授資格獲得論文は「ヨーロッパ共同体参加諸国における銀行・金融制度

(注30) Albrecht, Karl: Planwirtschaftliche und marktwirtschaftliche Elemente in der EWG, in: Neue Zürcher Zeitung Nr. 163 vom 16, Juli 1965, Blatt 7.

の比較研究」であった。同博士は西ドイツの学界で既に著作一、論文多数を発表している。

訳者は1965年より66年までの留学期間中に同博士とも親交を結んだ。此の度、慶応義塾大学商学部機関紙「三田商学研究」に、同博士が最近の西ドイツの大きな問題——信用制限の問題——を研究し、日本の研究者、読者にも知らせたいとの趣旨により、特別に寄稿して来られたので喜んで訳した次第である。

尚、本翻訳にあたっては、何分にも訳者と専門が異なるので、正確を期するため、慶応義塾大学商学部助教授田村茂氏に多くの御指示と御助力を仰いだ。この場を借りて深く感謝する次第である。